

◆「訴訟」にあらざる

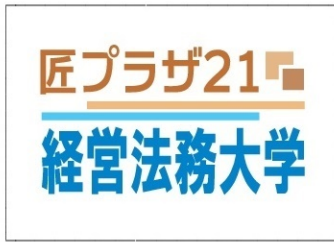
聞き慣れない言葉であるが、非訟事件は通常の訴訟手続きにのっとりず、裁判所が後見的立場で、申し立てを簡便かつ迅速に決定する事件類型になる。権利義務の確定を目的とせず、裁量の下、将来に向かっての法律関係を処理するのに役立つ。例えば借地非訟の場合、増改築したいが地主が承諾してくれない、借地上の建物を譲りたいのに地主の協力が得られない場合には、裁判所に対して増改築許可か借地条件変更の申し立てをするといった具合だ。裁判所も当事者の主張に拘束されることなく、決定する。

◆会社非訟の機能

会社法は以下の通り、裁判所が関与して当事者間の利害を調整したり株式事務の合理化を図ったりする仕

組みを設けている。特に非訟申し立てには、少数株主や反対株主を保護し、取締役などの責任追及を支える側面がある。まずは①清算に関して、清算人選任の申し立て、少額

会社非訟と裁判所の関与



債権等の弁済許可の申し立て、帳簿資料保存者選任の申し立てがあり、②検査役の選任には、総会検査役選任の申し立て、現物出資等検査役選任の申し立て、業務執行検

査役選任の申し立てが認められる。

◆利害対立のケース

1 少数株主の株主総会招集許可の申し立て
株主総会の招集を請求した

後遅滞なく招集の手続が行われていないか、株主総会招集の請求があった日から8週間以内に総会招集の通知が発せられない場合、少数株主でも一定の要件を満たした時、この権利が行使できる。

◆取締役の解任の件など

2 株式売買価格決定の申し立て

譲渡制限株式の株主、株式取得者は、会社に対し株式取得の承認が請求できる。この場合、会社はその株式を買い取るか、指定買取人をし

て買い取らせなければならぬ。売買価格の協議がない時は、双方は価格の決定を裁判所に申し立てることにする。この価格決定の申し立ては、以下の場合にも起こり得る。

①定款でもって相続その他一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、会社がその株式の売り渡し請求をした時②株式会社の特別支配株主（総株主の議決権の10分の9を有する株主）が取締役会の承認決議を得た上、他の株主全員に対し、株式等全部の売り渡し請求をした時③譲渡資産額が20%を超える事業譲渡、合併、分割、株式内容の変更などにつき、株主総会決議の反対の株主が株式買い取りを請求した時。

3 端数株式任意売却許可の申し立て
市場価格がない株式につい

ては、会社法所定の行為の結果、生じた1株に満たない端数株式を会社において買い取る場合、裁判所の許可がいる。所持不明の株主（通知又は催告が5年以上継続して到達せず、かつ5年間剰余金を受領しなかった株主）の株式を会社が買い取る場合も同様。

4 取締役会議事録等閲覧・謄写許可の申し立て
取締役設置会社は、10年間、取締役会の議事録などを本店に備え置かなければならず、株主は原則として、必要に応じてその閲覧または謄写請求ができる。ただし監査役設置会社その他の場合の株主や、取締役会設置の債権者については、裁判所の許可が要る。

5 他にも、社債債権者集会の許可決議や会社解散命令の各申し立てがある。
(弁護士・浦田益之)